

コロナ濃厚接触者の待機期間について (お知らせ)

新型コロナウイルス（オミクロン株）の急激な感染拡大に伴い、濃厚接触者を含め多くの皆様が入院や自宅待機者を余儀なくされて、事業継続に課題を抱える事業者が増加しております。

そのような状況の下、住民の安定的な生活の確保に不可欠なサービスを提供するLPガス事業者についても、その社会的役割を果たすため、欠勤者が多く発生した場合でも事業継続に支障が生ずることのない措置を講ずることが求められます。

つきましては、そのような事態に備えるためにも事業継続計画（BCP）の再点検をあらためてお願いすると共に、エッセンシャルワーカー職種の扱いとなるLPガス事業従事者については、「コロナ濃厚接触者の待機期間」の特例措置（待機期間6日：別添資料参照）が適用されますので、このことも踏まえた適切な対応をよろしくお願い申し上げます。

令和4年1月27日

会員 各位

(一社) 徳島県エルピーガス協会 事務局

コロナ濃厚接触者の待機期間について

(1) エssenシャルワーカー職種の認定

医療、介護、第一次産業、流通、ライフラインなど、命と暮らしを支える業種の従事者であり、業種自体は各自治体において判断する。

ライフラインを支えるLPガス販売事業従事者は、コロナ禍でも事業継続を経産省から求められているなど、エssenシャルワーカーに該当する。

(その前提で対処して差し支えない旨を徳島県に確認済み)

(2) 濃厚接触者の認定

コロナウイルスPCR検査陽性者の家族や一定要件の接触者について、保健所が聞き取り調査等を経て、濃厚接触者を認定する。

(3) 経過観察

濃厚接触者として認定された者は一定期間の隔離を求められ、所轄保健所から経過観察を受けることとなり、毎日保健所からの連絡を受けて症状等を報告する。

(4) 待機期間の短縮

① 濃厚接触者の待機期間については「原則14日」との厚労省通知が出されていたが、社会活動維持の観点から1月14日付け厚労省事務連絡により、一定期間の短縮措置(14日⇒10日)が講じられることとなった。

② その上で、エssenシャルワーカーの待機に関しては、同事務連絡に基づき、1/14からPCR検査や抗原定量検査で6日目に陰性確認ができた場合に6日に短縮することが可能となった。

③ 従業員に対するPCR検査等は事業所の費用負担と責任で行うもので、保健所としては経過観察を受ける者が陰性となった旨の電話報告等本人申告により、陰性証明書等の提出等を求めることなく経過観察を終了することとなる。

(事業所の責任のもとで陰性確認を行ってもらうとのこと)